

平成 25 年 4 月 23 日

各 位

会 社 名 日本電産株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 永守 重信  
 取 引 所 東証一部・大証一部(6594)  
 NYSE(NJ)  
 問合せ先 広報宣伝・IR 部長 田村 徳雄  
 T E L (075)935-6150

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 23 日開催の取締役会決議により、平成 25 年 6 月 25 日に開催予定の第 40 期定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することといたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 将来的な経営体制を強化するため、新たに取締役副会長を選定できる旨を規定するものです。
- (2) 剰余金の配当決定機関の表現を、会社法 459 条 1 項の表現と合わせるものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)                      第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。                      2 取締役会の決議をもって、取締役会長 1 名、<u>取締役社長 1 名</u>ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 21 条～第 31 条 &lt;省略&gt;</p> <p>(剰余金の配当決定機関)                      第32条 当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、<u>剰余金の配当等</u>を行うことができる。</p> <p>第33条～第34条 &lt;省略&gt;</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)                      第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。                      2 取締役会の決議をもって、取締役会長 1 名、<u>取締役副会長 1 名</u>、取締役社長 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 21 条～第 31 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(剰余金の配当決定機関)                      第32条 当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、<u>剰余金の配当その他会社法459条 1 項各号に定める事項</u>を行うことができる。</p> <p>第33条～第34条 &lt;現行どおり&gt;</p>

#### 3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日 平成 25 年 6 月 25 日  
 定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 25 日